

兵庫県産の木材を使用した住宅を建築される方に「兵庫県」と「金融機関」が協力して資金を融資します。

ひょうごの木に包まれて 暮らしてみませんか



兵庫県の木造住宅ローン
平成30年度下半期(10月～3月)

兵庫県産木材とは

兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材工場等で加工された製品のことをいいます。
ただし県内で加工できない合板については、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できる場合は、県産材とみなします。



融資利率(25年返済まで)

0.8% 固定

融資限度額

最大 **3,200** 万円
(融資限度額の上乗せ適用後)

返済期間

25 年以内
35年以内
26年目以降の利率は1.8%になります。

県産木材でリフォームローン

● 融資限度額

最大 **900** 万円
(融資限度額の上乗せ適用後)

● 融資利率 **0.8%** 固定

● 返済期間 **10** 年以内

融資限度額の上乗せ要件



県産粘土瓦で

+200 万円

県産粘土瓦とは兵庫県内の森林で生産され、県内で製造された粘土瓦です。



環境配慮型住宅で

+500 万円
リフォームの場合
+200 万円

環境配慮型住宅とは「兵庫県環境配慮型住宅建設基準」に適合する住宅のことをいいます。



高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術活用で

+200 万円
(リフォーム除く)

「Tajima TAPOS」とは、梁・梁仕口の強度を高めるために、兵庫県立森林水産技術総合センターが開発した仕口加工技術です。

■ 融資を受けられる住宅

【共通の条件】

- 1 県内に新築される住宅であること、または県内の住宅の増改築・既存住宅長寿命化、リフォームであること。
- 2 自ら居住するための住宅(二地域居住用住宅を含む)であること。
- 3 県内に事務所を有する施工業者により建築、リフォームされた建築基準法に適合した住宅であること。

【新築・新築購入・増改築・既存住宅長寿命化の場合】

木材の使用量のうち、県産木材を50%以上使用し、そのうちの製材品14品目及び構造用合板については、「ひょうご県産認証木材製品」を使用している木造住宅であること。また、既存住宅長寿命化については、材積5㎡以上かつ内装等に50㎡以上の県産木材を使用すること。

【リフォームの場合】

フローリングや腰壁等の内装に県産木材を30㎡以上使用したリフォーム工事であること。(マンション、軽量鉄骨住宅等、木造住宅以外でもご利用いただけます)

■ 融資の条件

融 資 額	新築・増改築 既存住宅長寿命化 リフォーム	① 県産木材使用量50%以上60%未満 ② 県産木材使用量60%以上80%未満 ③ 県産木材使用量80%以上	1,500万円以内 2,000万円以内 2,300万円以内 100万円以上500万円以内	※ただし、県産粘土瓦を使用して50㎡以上の屋根を葺く場合には、左記の融資額の上乗せが200万円上乗せされます。また、「環境配慮型住宅」を建築等する場合には、左記の融資額の上乗せが500万円(リフォームは200万円)上乗せされ、県産木材使用率80%以上の場合は、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合には、左記の融資額の上乗せが200万円(リフォームはご利用できません)上乗せされます。
融 資 利 率	0.8%(25年返済まで) 1.8%(26年以降35年返済まで、金融機関により取り扱いできない場合があります。) 平成31年3月31日までに融資実行されたものに適用されます。			
返 済 期 間	新築・増改築/25年以内 ※県産木材60%以上使用し、長期優良住宅の認定を受けている場合は35年以内に延長。 リフォーム/10年以内			
返 済 方 法	元利均等毎月払い、または元利均等毎月払いとボーナス払い(半年払い)の併用ができます。 返済期間中に残額を繰り上げ償還することができますが、詳細は金融機関にお問い合わせください。			
担 保 ・ 保 証	取扱金融機関の定めるところによります。			
資 金 の 受 領	工事完了後、資金受領となります。中間払いはありません。			
そ の 他	融資目標額に達した場合などの都合で受付を締め切ることがあります。 その他、金融機関の所定の条件が加わることがあります。			
取扱金融機関	三井住友銀行	りそな銀行	但馬銀行	但馬信用金庫
	みなと銀行	池田泉州銀行	神戸信用金庫	近畿労働金庫
	播州信用金庫	姫路信用金庫	尼崎信用金庫	兵庫県信用組合
	兵庫信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	淡路信用組合
	中兵庫信用金庫	西兵庫信用金庫	なぎさ信用漁業協同組合連合会	
	但馬信用金庫		兵庫県内の農業協同組合(みのり、兵庫みらい、丹波ひかみ、丹波ささやま、兵庫西、相生市、ハリマ、たじま、淡路日の出、あわじ島、兵庫六甲、あかし、兵庫南、加古川市南)	

● ひょうご県産認証木材製品

県産木材でかつJAS規格(日本農林規格)に適合したスギ、ヒノキ構造用製材品のうち、木造住宅の建築によく使用される柱や間柱など製材品14品目及び構造用合板について、兵庫県木材業協同組合連合会が認証した木材製品のことです。

● 県産木材を扱っている工務店について

兵庫県では、兵庫県産木材を使用した木造住宅の建築に積極的な工務店を「ひょうご木の匠」として登録しています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/kinotakumi_tourokuseido.html

● 既存住宅長寿命化とは

既存の木造住宅を安全・安心な住宅へと性能アップするための耐震補強や、二世帯居住・シェアライフなどライフスタイルの変化に対応した間取りの変更など住宅の機能を再生・向上させることをいいます。従来のリフォームローンでは賄いきれなかったいわゆる「リノベーション」「長寿命化リフォーム」に対応できるよう、平成27年度から適用するものです。(金融機関により取り扱いできない場合があります)

お気軽にお問い合わせください
兵庫県農政環境部林務課木材利用班

ホームページでは、常に最新情報をお届けしています。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/af13_000000017.html

TEL **078-341-7711**
(代表 内線 3839)

兵庫県 木造住宅ローン



神戸県民センター	神戸農林振興事務所 森林課	078-361-8553・8554	西播磨県民局	光部農林振興事務所 森林第1課	0791-58-2197・2198
阪神北県民局	阪神農林振興事務所 森林課	079-562-1392	但馬県民局	豊岡農林水産振興事務所 森林課	0796-26-3698・3699
東播磨県民局	加古川農林水産振興事務所 森林課	079-421-9616・9347	但馬県民局	朝来農林振興事務所 森林第2課	079-672-6881・6882
北播磨県民局	加東農林振興事務所 森林課	0795-42-9423・9424	丹波県民局	丹波農林振興事務所 森林課	0795-73-3795・3796
中播磨県民センター	姫路農林水産振興事務所 森林課	079-281-9287・9289	淡路県民局	洲本農林水産振興事務所 森林課	0799-26-2102・2103

お気軽にお問い合わせください

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 木材利用班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711 (代表 内線3639)

FAX 078-362-3954

E-mail rinmuka@pref.hyogo.lg.jp

URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/af13_00000017.html

兵庫県 木造住宅ローン

検索



お近くの県民局・県民センター農林(水産)振興事務所

神戸県民センター	神戸農林振興事務所	森林課	☎ 078-361-8553・8554
阪神北県民局	阪神農林振興事務所	里山・森林課	☎ 079-562-1392
東播磨県民局	加古川農林水産振興事務所	森林課	☎ 079-421-9616・9347
北播磨県民局	加東農林振興事務所	森林課	☎ 0795-42-9423・9424
中播磨県民センター	姫路農林水産振興事務所	森林課	☎ 079-281-9287・9289
西播磨県民局	光都農林振興事務所	森林第1課	☎ 0791-58-2197・2198
但馬県民局	豊岡農林水産振興事務所	森林課	☎ 0796-26-3698・3699
但馬県民局	朝来農林振興事務所	森林第2課	☎ 079-672-6881・6882
丹波県民局	丹波農林振興事務所	森林課	☎ 0795-73-3795・3796
淡路県民局	洲本農林水産振興事務所	森林課	☎ 0799-26-2102・2103

県産木材に関すること
県産木材使用住宅証明について
お問い合わせ先

兵庫県木材業協同組合連合会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18

TEL 078-371-0607 FAX 078-371-7662

URL http://www1.odn.ne.jp/hyogomokuren/

県産粘土瓦に関すること
県産粘土瓦使用証明について
お問い合わせ先

淡路瓦工業組合

〒656-0332 兵庫県南あわじ市湊134

TEL 0799-38-0570 FAX 0799-37-2030

URL http://www.a-kawara.jp/

リサイクル適性(A)
この製品は、資源の循環に
貢献しています。

29農P2-104A4

平成30年度 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度



兵庫県の木造住宅ローン

あなたの木の住まいづくりを応援します

兵庫県産の
木材を使用した
住宅を建築される方に
「兵庫県」と「金融機関」が
協力して資金を融資します。
詳細はお気軽に
お問い合わせください。

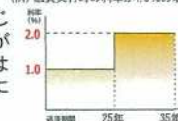


兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度は、兵庫県産の木材を使用した木造住宅を新築、増改築、既存住宅長寿命化、リフォームされる方に、兵庫県と金融機関が協力して資金を融資する住宅ローンです。

① 25年の長期固定金利

一般的な住宅ローンは毎月利率が見直されますが、本制度は25年目までは返済期間を通じて融資実行時の利率を固定して適用しますので、安心して資金計画を立てていただくことができます。さらに、県産木材を60%以上使用し、長期優良住宅の認定を受けている場合は返済期間を**35年以内に延長**。なお、26年目以降については、融資実行時の利率+1%になります（金融機関により取り扱いできない場合があります）。

(例) 融資実行時の利率が1.0%の場合



② 融資限度額2,300万円

融資限度額は2,300万円（県産木材使用量80%以上の場合、60%以上80%未満の場合は2,000万円、50%以上60%未満の場合は1,500万円）。標準的な木造住宅の建築に十分と思われる金額を融資限度額として設定しています。

③ 県産粘土瓦使用で融資限度額200万円を上乗せできます

県産粘土瓦を使用して50㎡以上の屋根を葺く場合には、融資額を200万円上乗せできます。

④ 「環境配慮型住宅」を建築等すると融資限度額500万円（リフォームは200万円）上乗せできます

⑤ 高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用すると融資限度額200万円上乗せできます（リフォームはご利用できません）

県産木材使用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合、融資限度額を200万円上乗せできます。

⑥ 他の融資制度との併用も可能

融資限度額で不足する場合や、土地の購入資金の融資を受ける場合、本制度とあわせて他の住宅ローン（※1）を併用いただくことができます。

⑦ 既存住宅長寿命化・リフォームにもご利用いただけます

内装材（※2）に県産木材を使用することを条件に、木工事と同時に行うシステムキッチンやシステムバスの入れ替え等、リフォーム工事に要する資金を融資対象としています。また、平成27年度より土台や柱などの入れ替えや間取り変更などの既存住宅長寿命化に要する資金が融資対象となります。（金融機関により取り扱いできない場合があります。）

※1 本制度の融資対象は木造住宅建設費及びリフォーム工事費用です。土地等の購入資金について融資を受ける場合は、本制度とあわせて住宅支援機構などの公的融資（フラット35）のほか、民間金融機関の住宅ローンと併用いただくことができます。

※2 フローリング、壁紙、天井、階段など、目に見える部分に使用する内装材の使用を条件としています。

融資を受けられる住宅

【共通の条件】

- ① 県内に新築される住宅であること、または県内の住宅の増改築・既存住宅長寿命化、リフォーム（※3）であること。
- ② 自ら居住するための住宅（二地域居住用住宅を含む）であること。（※4）
- ③ 県内に事務所を有する施工業者により建築、リフォームされた建築基準法に適合した住宅であること。

【新築・新築購入・増改築・既存住宅長寿命化】

- ④ 25年返済までの場合、木材の使用量のうち、県産木材を50%以上使用し、そのうちの製材品14品目及び構造用合板については、「ひょうご県産認証木材製品」を使用している木造住宅であること。（※5）
また、既存住宅長寿命化については、材積5㎡以上かつ内装等に50㎡以上の県産木材を使用すること。
- ⑤ 26年から35年返済までの場合、④の条件に加え、県産木材を60%以上使用し、長期優良住宅の認定を受けていることが要件です（金融機関により取り扱いできない場合があります）。

【リフォーム】

- ⑥ フローリングや腰壁等の内装に県産木材を30㎡以上使用したリフォーム工事であること。
住宅の構造様式は問いません。（※6）

※3 本制度では、家屋の表示登記の変更が不要な居室の模様替えをリフォームとし、増改築と区分しています。

家屋の表示登記を必要とする工事であっても、内装材の使用条件を満たしていればリフォームローンをご利用いただくことができます。

※4 事業用施設（店舗併用住宅の店舗部分、賃貸物件、事務所等）では、本制度をご利用いただけません。

※5 可能な限り県産木材を使用した伝統木造構法住宅等の優良な住宅であって、「ひょうご県産認証木材製品」の使用ができない特段の理由のあることを、審査会で確認のうえ、知事が特別に認めた木造住宅（特認木造住宅）については「ひょうご県産認証木材製品」の使用を要しない。（特認木造住宅の認定手続き等詳細についてはp.5）

※6 リフォームローンは、マンション、軽量鉄骨住宅等、木造住宅以外でもご利用いただけます。

「県産木材」とは

兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材工場等で加工された製品のことをいいます。ただし、県内で加工できない合板については、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できる場合は、県産木材とみなすことができます。

「ひょうご県産認証木材製品とは」

県産木材でかつJAS規格（日本農林規格）に適合したスギ、ヒノキ構造用製材品のうち、木造住宅の建築によく使用される柱や間柱など製材品14品目及び構造用合板について、兵庫県木材業協同組合連合会が認証した木材製品のことで、

材口幅		材口の長さ				合板の厚さ
30	45	60	75	90	105	
30				90	105	9
45	45	60	75	90	105	12
90				90	105	24
105					105	28
120					120	
135					135	

(単位: mm)

「県産粘土瓦」とは

兵庫県内の素材で生産され、県内で製造された粘土瓦のことをいいます。

「環境配慮型住宅」とは

「兵庫県環境配慮型住宅建設基準」に適合する住宅のことをいいます。

「既存住宅長寿命化」とは

既存の木造住宅を安全・安心な住宅へと性能アップするための耐震補強や、二世帯居住・シニアライフなどライフスタイルの変化に対応した間取りの変更など住宅の機能を再生・向上させることをいいます。従来のリフォームローンでは賅えきれなかったいわゆる「リノベーション」「長寿命化リフォーム」に対応できるよう平成27年度から適用するものです。（金融機関により取り扱いできない場合があります）

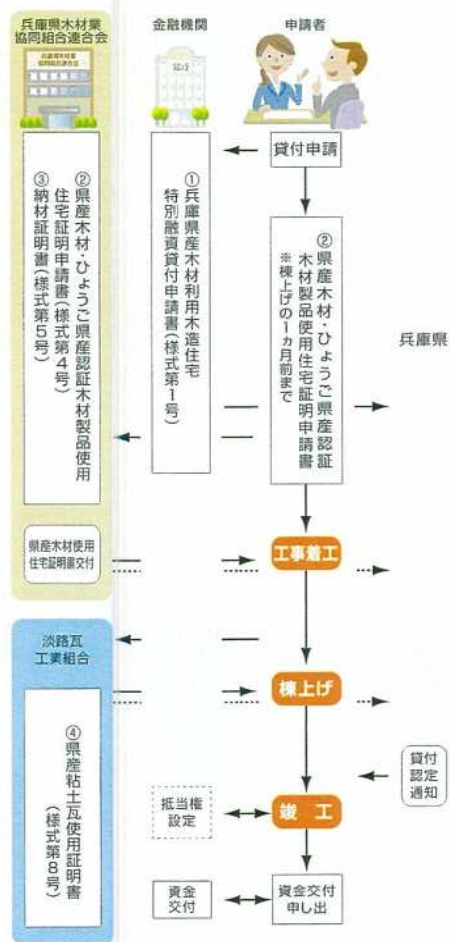
「高強度梁仕口（Tajima TAPOS）」とは

木造軸組工法住宅の梁・桁において、スギ材は軟らかく接合強度が弱いとのイメージがありました。梁・梁仕口の形状をV字にすることで仕口の強度を飛躍的に高めることができました。

＜融資条件一覧表＞

融 資 額	新築・増改築 既存住宅長寿命化	①県産木材使用量50%以上60%未満 ②県産木材使用量60%以上80%未満 ③県産木材使用量80%以上	1,500万円以内 2,000万円以内 2,300万円以内	※ただし、県産粘土瓦を使用した50㎡以上の屋根を葺く場合には、左記の融資額の上増が200万円上乗せされます。また、「環境配慮型住宅」を建築等する場合には、左記の融資額の上増が500万円（リフォームは200万円）上乗せされ、木材使用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用する場合には、左記の融資額の上増が200万円（リフォームはご利用できません）上乗せされます。
	リフォーム	100万円以上500万円以内		
融 資 利 率	利率は半年ごと（4～9月、10月～3月）に見直しています。 最新の利率は、兵庫県HP（ https://web.pref.hyogo.lg.jp/rk14/af13_000000017.html ）をご覧ください。背表紙の連絡先までお問い合わせください。（利率を掲載したチラシも配布しています。）			
返 済 期 間	新築・増改築 25年以内 リフォーム / 10年以内 ※県産木材60%以上使用し、長期優良住宅の認定を受けている場合は35年以内に延長。			
返 済 方 法	元利均等毎月払い、または元利均等毎月払いとボーナス払い（半年払い）の併用ができます。 返済期間中に残額を繰り上げ償還することができます。詳細は金融機関にお問い合わせください。			
担 保 ・ 保 証	取扱金融機関の定めるところによります。			
資 金 の 受 領	工事完了後、資金受領となります。 中間払いはありません。			
そ の 他	融資目標額に達した場合などの都合で受付を締め切ることがあります。 その他、金融機関の所定の条件が加わることがあります。			
取 扱 金 融 機 関	三井住友銀行 りそな銀行 但馬銀行 但馬信用金庫 みなと銀行 池田泉州銀行 神戸信用金庫 近畿労働金庫 播州信用金庫 姫路信用金庫 尼崎信用金庫 兵庫県信用組合 兵庫信用金庫 淡路信用金庫 日新信用金庫 淡路信用組合 中兵庫信用金庫 西兵庫信用金庫 なぎさ信用漁業協同組合連合会 但馬信用金庫			
	兵庫県内の農業協同組合（みのり、兵庫みらい、丹波ひかみ、丹波ささやま、兵庫西、相生市、ハリマ、たじま、淡路日の出、あわじ島、兵庫六甲、あかし、兵庫南、加古川市南）			

融資貸付手続きの流れ

既存住宅長寿命化・リフォームローン
のお手続き

おおまかな流れは「新築・増改築の場合」と同じです。ただし「県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請」は工事着工前に兵庫県木材業協同組合連合会に提出し、証明を受けてください。

融資のお申し込みは取扱金融機関窓口にて

取り扱い金融機関に①兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書(様式第1号)を提出してお申し込みください。【ただし融資上限額を200万円上乗せしようとする場合には、県産粘土瓦使用確認書(様式第7号)を添付する。また、融資上限額を500万円(リフォームは200万円)上乗せしようとする場合には、兵庫県環境配慮型住宅建設確認書(様式第9号)を、県産木材使用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用し融資上限額を200万円(リフォームはご利用できません)上乗せしようとする場合には、納品証等を添付する。】

融資の審査は各金融機関で行います。審査のために必要な書類を金融機関から求められる場合もあります。なお、申し込み時において、新築の場合は保存登記が、新築購入の場合は所有権移転登記が、増改築の場合は表示変更登記がそれぞれ完了していないことが条件です。

県産木材の使用証明は
兵庫県木材業協同組合連合会に

②県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書(様式第4号)に③「納材証明書(様式第5号)」「木びろい表」「建築場所の略図」等を添付して、棟上げの1ヵ月前までに兵庫県木材業協同組合連合会に申請してください。県産木材の使用割合を確認するために必要な証明ですので、書類の作成にあたっては施工業者の方と、ご相談しながら作成してください。新築購入の場合は、施工業者が事前にこの証明を受けている住宅が制度の利用の対象となりますのでご注意ください。③納材証明書(様式第5号)を施工業者の方をとおして、木材納入業者の方に作成していただきます。

なぜ棟上げの1ヵ月前なの？

現地確認の際、木材が見えないと証明ができません。申請が遅れると証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。

県産粘土瓦の使用証明は淡路瓦工業組合に

④県産粘土瓦使用証明書(様式第8号)施工業者の方をとおして、淡路瓦工業組合の作成したものをうけとってください。新規購入の場合は、施工業者が事前にこの証明を受けている住宅が制度の利用の対象となりますのでご注意ください。

申請書類の作成(各種記入例はP6～)

① 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書(様式第1号)

様式第1号は、資金の申込者となる借入人本人が記入し、取扱金融機関の窓口へ提出してください。県産木材使用率80%以上の場合で、かつ高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用し融資上限額を200万円上乗せしようとする場合には、プレカット工場からの納品証等を添付してください。(リフォームはご利用できません)

② 県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書(様式第4号)

施工業者の方と相談しながら作成し、棟上げ1ヵ月前(既存住宅長寿命化・リフォームの場合は工事着手前)を目安に兵庫県木材業協同組合連合会(県木連)に提出してください。

③ 納材証明書(様式第5号)

②の書類とあわせて、県木連に提出してください。なお、納材証明書は木材納入業者に作成していただくことになります。

④ 県産粘土瓦使用確認書(様式第7号)

様式第7号は、施工業者の方に作成していただき、①の書類とあわせて取扱金融機関の窓口へ提出してください。

⑤ 県産粘土瓦使用証明書(様式第8号)

様式第8号は、瓦製造業者の方に作成していただき、着工後出来るだけ早く、淡路瓦工業組合に提出してください。

⑥ 兵庫県環境配慮型住宅建設確認書(様式第9号)

様式第9号(「住宅性能表示制度」を利用の場合は「設計住宅性能評価書」(写し)、その他は見積書(写し)等を添付)は、施工業者の方と相談しながら作成し、①の書類とあわせて取扱金融機関の窓口へ提出してください。

審査と確認

① 金融機関による審査

申込者の資格、融資額及び元金償還見込みなどについては、金融機関の基準により審査を受けることとしています。

② 建築現地の確認

融資を受けようとする住宅で実際に県産木材が使用されているかを確認するため、県木連が、現地もしくはそれに代わる検査を行います。

③ 住宅証明の発行

県産木材の使用が確認できれば、県木連から申請者あて、「県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明書」(住宅証明)が送付されます(様式第4号の下半分が住宅証明になっています)。

④ 瓦使用証明の発行

県産粘土瓦の使用が確認できれば、淡路瓦工業組合から、「県産粘土瓦使用証明書」が送付されます。

⑤ 貸付認定

金融機関の審査で適当と認められた場合は貸付申請書が、県木連が住宅証明を発行した場合は住宅証明の写しが、また淡路瓦工業組合が瓦使用証明を発行した場合は、瓦使用証明の写しが、それぞれ県に送付されます。必要書類がそろった時点で、県から申込者あて貸付認定通知を送付します。貸付認定通知を受けた申込者は、本制度の融資条件により金融機関から融資を受けることができますようになります。なお、貸付認定の有効は通知から1年間となっています。

資金の受領

抵当権設定等の手続きが完了した後、資金受領となります。中間払いはありませんので、つなぎ資金が必要となる場合があります。詳しくは金融機関にご相談ください。

担保について

土地・建物に抵当権が設定されます。本制度の抵当権設定順位は、政府系融資の次順位です。その他金融機関所定の条件が加わることがあります。

保証について

原則として、金融機関指定の保証会社と契約することが必要です。

6

県産粘土瓦8つの特徴

地震に強い屋根材

実物大瓦屋根耐震実験にてガイドライン工法で葺かれた瓦屋根は、震度7の地震にも耐えられる耐震性があることが確認されました。

夏涼しく、冬暖かい屋根材

瓦1枚1枚の重なりから空気を通し、屋根の湿度・温度を自動コントロール、冷暖房にかかる費用も節減できます。

遮音性に優れた屋根材

一般住宅で望ましいとされる30デシベルの遮音性能をクリア。外部の騒音や、雨音を遮断し、静かな室内空間をつくれます。

凍害に強い

かつては、冬場積雪地域で発生していた凍害現象をクリア。吸水率7%台以下で凍害試験30回クリアの耐寒性に優れた寒冷地仕様瓦が開発されており、和形・平形・S形とすべての形状がそろっています。

火災に強い屋根材

粘土瓦は不燃材で耐火材。火災時の火の粉にも強く、もらい火をしにくく、隣近所への類焼を防止。また、変形も融解もありません。

ゼロアスベスト

自然の粘土から生まれた瓦は、真正銘の無公害。リサイクルが可能なので廃棄の際も安心です。

防災瓦の開発

阪神・淡路大震災以降、瓦業界が開発した耐風・耐震性能を高めた新商品瓦。和形・平形・S形とすべての形状がそろっています。

調湿作用

粘土瓦は木と同じで、雨天時や高湿時には水分を吸い、逆に空気が乾燥した時には水分を放出するという「呼吸作用」。雨が多く湿度の高い日本にはありがたい効用です。

様式第7号

(金融機関をとおして県に提出)

様式第7号 県産粘土瓦使用確認書

(金融機関等) 氏名 平成 年 月 日

施工業者 住所 氏名 電話番号

本住宅工事で使用する県産粘土瓦の内容については、次のとおり確認いたします。

1. 住宅の建築主 住所 氏名

2. 住宅の所在地

3. 屋根面積 (50㎡以上を対象とする)

4. 使用する県産粘土瓦の製造番号 住所 氏名

5. 使用する瓦の種類 (例: 11111111 11111111)

様式第8号

(淡路瓦工業組合をとおして県に提出)

様式第8号 県産粘土瓦使用確認書

氏名 平成 年 月 日

淡路瓦工業組合 住所 氏名 電話番号

本住宅工事で使用する県産粘土瓦の内容については、次のとおり確認いたします。

1. 住宅の建築主 住所 氏名

2. 住宅の所在地

3. 屋根面積 (50㎡以上を対象とする)

4. 使用した瓦の種類 (無収税を記入して下さい) (例: 11111111 11111111 11111111 11111111)

兵庫県環境配慮型住宅とは

不要なエネルギー消費を削減し、有害化学物質等による人体への健康影響を低減する「環境にやさしい住宅づくり」を支援するために設けた基準です。

①地球環境の保全 ②居住環境の健康・快適性 ③周辺環境との親和性 の3区分があり、融資対象は、次表のとおり各区分ごとに、1項目以上を選択し、合計3項目以上を満たすことが条件です。

区分	項目	内容
① 地球環境の保全	1> 温熱環境に関すること	年間冷暖房負荷の低減のために、ペアガラス、外断熱等の断熱構造や断熱材の増厚等が行われている「断熱等性能等級」※1が3以上の住宅
	2> 高効率設備機器	エコキュート、エコウィル、ペレットストーブ、薪ストーブ、蓄熱式暖房器、太陽熱温水器等省エネルギー及び自然エネルギー型の暖・冷房設備や給湯設備等を設置した住宅
② 居住環境の健康・快適性	3> 空気環境に関すること	無垢材や特定建材(化学物質の発散が少ない☆☆☆相当のJAS製品)等を使った「ホルムアルデヒド発散等級」※1が2以上のシックハウス対策住宅
	4> 構造の安定に関すること	住宅の長寿命化で解体廃棄の減少につながるよう柱を太くしたり、金物や合板・筋交等壁を補強した「耐震等級」※1が2以上の安全安心な住宅
③ 周辺環境との親和性	5> 太陽エネルギーの利用	太陽光発電設備の設置された住宅
	6> 環境共生に関すること	グラスパーキング等の十分な緑化や雨水利用装置等雨水の有効利用等が行われている住宅

※1 住宅性能表示制度による住宅性能の等級付けです。断熱等性能等級、ホルムアルデヒド発散等級、耐震等級の証明に設計住宅性能評価書(写)が必要です。断熱等性能等級、耐震等級については、認定長期優良住宅の証明でも可。

※2 項目2,5,6については、設置する機器の商品名や性能特徴のわかるカタログ、見積書、位置図の(写)が必要です。

《記入例》

様式第9号

(金融機関をとおして県に提出)

兵庫県環境配慮型住宅建設確認書

この確認書は建築主及び施工業者等の方で記入し、確認の上ご記入ください。

区分	項目	確認事項	該当項目 (○印を記入)
① 地球環境の保全	1 「断熱等性能等級」の設計住宅性能評価書において、「断熱性能に関する事項」の項目中「省エネルギー」が2以上の住宅であること		該当する
	2 高効率設備機器	エコキュート、エコウィル、ペレットストーブ、薪ストーブ、蓄熱式暖房器、太陽熱温水器等省エネルギー及び自然エネルギー型の暖・冷房設備等を設置した住宅	該当する
② 居住環境の健康・快適性	3 「空気環境に関する事項」の項目中「ホルムアルデヒド発散等級」が2以上の住宅であること		該当する
	4 「構造の安定に関する事項」の項目中「耐震等級」が2以上の住宅であること		該当する
③ 周辺環境との親和性	5 太陽エネルギーの利用	太陽光発電設備 (kw) 商品名 ()	該当する
	6 雨水利用装置	雨水利用装置 (商品名) 設置率 (%)	該当する

※ 確認事項を証明する書類等の添付
※1 確認事項1については設計住宅性能評価書の写、※2 確認事項2については設置する機器の性能書(写)またはカタログの写、※3 確認事項3については設計住宅性能評価書の写、※4 確認事項4については設計住宅性能評価書の写、※5 確認事項5については設計住宅性能評価書の写、※6 確認事項6については設計住宅性能評価書の写

(金融機関名) 様

上記確認事項について虚偽のないことを誓約します。

(建築主) 住所 氏名 印

(施工業者・建築士等) 住所 氏名 印

住宅性能表示制度とは

●住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度です。新築住宅を建てる方、購入される方に、住宅を比較検討できる性能の目安を示します。

●国土交通大臣の指定を受けた専門の評価機関での性能チェックがご利用できます。ご利用は有料ですが、

- ①性能を契約内容として生かすことができる
 - ②設計と工事の両方に専門の評価機関のチェックを受けられる
 - ③契約のトラブルが起こっても弁護士会で迅速な解決が受けられる
- といったメリットがあります。

長期優良住宅の申請について

●兵庫県内で建築主事を置く12市(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市)及び兵庫県(県土整備部住宅政策課 TEL.078-341-7711)にお問い合わせください。

Question & Answer

Q1 利率はどうやってだしていますか。

A1

25年目までの利率は、上半期では3月1日(下半期では9月1日)時点の県内でフラット35を取り扱っている金融機関の利率の平均から1%引いた利率を県の融資利率として適用しています。26年目以降につきましては、県内でフラット35を取り扱っている金融機関の平均の利率を適用しています。

Q2 申請書はどこにいけば手にはいりますか。

A2

最寄りの取扱金融機関の支店、農林振興事務所等においています。また、県庁林務課までお問い合わせいただければ、必要な書類を郵送いたします。

Q3 担保、保証についてはどうなっていますか。

A3

各金融機関で対応が異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。

Q4 取扱金融機関への申し込みはいつの時点ですればいいのですか。

A4

取扱金融機関への貸付申請書の提出は工事着工前を目安にしてください。取扱金融機関とは早い段階から十分に相談することをおすすめします。

Q5 申請からどのくらいで貸付認定がされますか。

A5

関係書類がそろい次第、認定手続きを開始します。問題がなければ、10日前後で認定書類を送付します。

Q6 土地や付帯設備は融資の対象となりますか。

A6

土地や付帯設備(環境配慮型を除く)は対象にはなりません。対象となるのは建物のみです。

Q7 中古住宅は融資の対象となりますか。

A7

中古住宅を既存住宅長寿命化やリフォームする時には、融資の対象となります。(ただし、中古住宅の購入費用は対象となりません。)

Q8 一部繰上償還はできますか。

A8

この制度は、一括繰上償還を原則としていますが、平成28年度から金融機関によっては一部繰上償還ができるようになりました。※詳しくは、各金融機関の窓口へ

Q9 35年返済期間を取り扱っている金融機関はどこですか。

A9

各金融機関で対応が異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。※金融機関による審査により、お申し込みいただけない場合があります。

Q10 県産木材を生産している現地を見学できますか?

A10

工務店グループなどが産地見学会を開催しています。開催情報は、県庁林務課までお問い合わせください。



Q11 連帯債務の場合、申請書はどのように記載したらよいですか。

A11

1枚の申請書に連名で申請してください。職業や年収欄についても上下2段書きするなど分かるように記載してください。

Q12 現在、他府県に在住しているが、兵庫県に居住するために家を建てたい。この場合、当該制度の融資対象となるか。

A12

当該融資制度は兵庫県民を対象とした制度ですが、他府県民でも兵庫県内に居住される場合は利用できます。

Q13 工務店の情報はどこで手に入りますか。

A13

県では、県産木材を使用した木造住宅の建築に積極的な工務店を「ひょうご木の匠」として登録しています。また、兵庫県産木材の利用を通じて資源循環型林業と豊かな森づくりを組織的に応援することを目的に「ひょうご木の匠の会」が平成28年3月に設立されました。地域材を使用する意義や木の良さ、工務店情報などがホームページで公表されているので、ご参考下さい。

ひょうご木の匠登録工務店情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/kinotakumi_touroukuseido.html
ひょうご木の匠の会ホームページ <http://hyogo-kinotakumi.com>



Q14 兵庫県民が、県外に建てる住宅は対象となるのですか。

A14

県外に建てる住宅は対象外です。

Q15 県産木材使用住宅証明は、地域型住宅グリーン化事業等(国土交通省)の納材証明で代替できますか。

A15

地域型住宅グリーン化事業等の納材証明のみでは、当該融資の対象とはなりません。県産木材使用住宅証明も取得してください。

Q16 建て売り住宅は、融資の対象になるのですか。

A16

建て売りの場合は、工務店の申請により県産木材使用住宅証明を受けた物件のみが対象となります。

Q17 融資の申し込みは県にすればよいのですか。

A17

融資の直接の申込先は、お近くの当該融資取り扱い金融機関となります。(P2参照) なお、貸付審査及び融資の可否等は金融機関の判断となり、融資が実行される場合には取り扱い金融機関から県の方へ貸し付け申請書が送付されます。

Q18 既存住宅長寿命化とリフォームの違いは何ですか。

A18

リフォームが、小規模な内装工事や設備入替などを行うもので、建物の機能維持のための工事であるのに対し、既存住宅長寿命化は、高耐久化や間取り変更、構造体(土台・柱・梁等)の入替を含む建物の長寿命化及び機能アップのための工事となります。

Q19 既存住宅長寿命化を実施したいのですが、事前に相談できる窓口はありますか。

A19

ひょうご住まいサポートセンター(TEL.078-360-2536)では、住まいに関する様々な相談や、住宅のリノベーション計画等についてアドバイスを行う専門家の派遣を行っていますので、ご利用ください。



Before



After



兵庫の木を使ってみんなで森林を守ろう

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」ができました

平成29年6月、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」が制定されました。
本条例を契機として、県産木材の利用拡大に一層取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

I 兵庫県の森林

兵庫県は、県土の面積の67%が森林で、その42%はスギ・ヒノキなどの人工林です。
戦後、植林を進め、育てられたこれらの人工林は、立派に成長し、いままさに利用期を迎えています。

II 森林は大切な県民の財産です

森林は、水を蓄え、洪水や土砂災害を防止し、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するとともに、木材を供給する場として、私たちの暮らしに欠かせない存在です。



III 森林を元気に育て、守るためには、木材の利用が大切です

この大切な森林を将来にむかって持続させていくためには、森林を元気に育て、守り、未来へとつなげていく必要があります。そのためには、育った木を「収穫する」「使う」「植える」「育てる」という「循環利用」が大切です。



出典：H26森林林業白書

IV 県産木材利用をみんなで進めるために

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」の制定

条例制定の目的

県産木材の利用促進等の施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与すること。

条例の基本理念

- ①日常的に県産木材を優先して活用し、建築用から家具、用具、燃料用まで、余すところなく利用すること。
- ②県産木材を利用することで、森のはたらきを維持し、十分に発揮させること。
- ③県産木材を利用することで、「植える」「育てる」「収穫する」「使う」という林業生産活動が円滑に循環し、豊かな森が将来に引き継がれること。

条例の内容

本条例では、県民、森林所有者、林業・木材産業・建築業者、県、市町の役割を明らかにしています。

また、木材利用を進めるための施策として、県産木材の安定供給、加工流通体制の整備、県産木材や木質バイオマスの利用、木材利用を通じた森づくり、人材育成、普及啓発などに取り組むこととしています。

(詳しくは、県ホームページをご覧ください。 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/mokuzairiyousokusinjyourei.html>)

県産木材の利用拡大について

木材は、やさしい色合いと自然な木目で、安心感とぬくもりのある快適な空間を形成します。また、環境への負荷が少ない資源であり、軽くて丈夫で、加工がしやすいことから、建物や家具など様々な形で利用される優れた材料です。

さらに、端材や曲がり材などは、薪やペレット、チップ等にすることで、ストーブやボイラー、木質バイオマス発電施設等の燃料として、有効利用することが可能です。

県では、公共施設等の木造・木質化をはじめ、県産木材の利用拡大のための取り組みを進めています。

公共施設等の木造・木質化



県立の木造施設



県内の小学校



道の駅

県産木材を使った木造住宅



木質バイオマスの利用



ペレットストーブ

※ペレット
おが粉やかんな屑など製材時に発生する副産物等を圧縮し成型した固形燃料のこと



木質バイオマス発電事業

※木質バイオマス発電
製材端材や木質チップを燃やして蒸気タービンを回し、発電する仕組み

県産木材利用の普及啓発

兵庫県では、県産木材の利用意識を高める取り組みとして、幼児向けの木育キャラバン活動などを行っています。



木育キャラバン活動（木のつみきで遊ぶ）